

令和 7 年度芽室町議会サポーターの委嘱について

1 委嘱者（案）について

（敬称略・五十音順）

氏 名	職	備 考
石 井 吉 春	北海道大学公共政策大学院客員教授	継 続 公共政策
江 藤 俊 昭	大正大学社会共生学部公共政策学科教授	継 続 議会改革
神 原 勝	北海道大学名誉教授	継 続 議会改革
佐 藤 淳	青森大学社会学部教授	新 規 公共政策
土 山 希 美 枝	法政大学法学部政治学科教授	継 続 公共政策
中 尾 修	元栗山町議会事務局長	継 続 議会改革
山 崎 幹 根	北海道大学公共政策大学院教授	継 続 公共政策
若 生 幸 也	株式会社日本政策総研専務取締役	継 続 ICT 等

2 任 期 令和 7 年 7 月 1 日～8 年 6 月 3 0 日

3 芽室町議会サポーター設置要綱 別 紙

芽室町議会サポーター設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、芽室町議会サポーター（以下「町議会サポーター」という。）を設置することにより、芽室町議会（以下「町議会」という。）の運営等に関し、有識者からの提言その他の意見を広く聴取し、町議会の運営等に反映させ、もって町議会の円滑かつ民主的な運営を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民 本町の区域内に居住する者をいう。
- (2) 会議 町議会の本会議、常任委員会、特別委員会及び町議会議長（以下「議長」という。）の下に設置する組織等をいう。

(委嘱)

第3条 町議会サポーターは、議会運営等に関する専門的な知識及び経験を有する人のうちから議長が委嘱する。

(任期)

第4条 町議会サポーターの任期は、1年とし、再任を妨げない。

(解任)

第5条 町議会サポーターが次の各号のいずれかに該当するときは、議長は当該町議会サポーターを解任できるものとする。

- (1) 町議会サポーターから辞任の申し出があったとき。
- (2) その他議長が必要と認めたとき。

(謝礼)

第6条 町議会サポーターは、無償とする。ただし、議長が必要と認めたときは、支給することができる。

(職務)

第7条 町議会サポーターは、次の各号に定める職務を行うものとする。

- (1) 議会運営全般に関する助言及び指導を行うこと。
- (2) 議会活性化全般に関する相談を行うこと。
- (3) その他議長が必要と認めること。

(庶務)

第8条 町議会サポーターに関する庶務は、議会事務局長が処理する。

(提言等の取扱)

第9条 町議会サポーターから提言等が提出されたときは、議長は必要に応じ関係する会議を開催し検討するものとする。

2 前項の規定による検討結果は、原則として当該提言等を提出した町議会サ

ポーターに通知するとともに、議長が別に定める方法により町民に対し公表するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。